

# 町村役場における兵事係の記録管理

## 大郷村兵事係文書を事例として

Records Management at the Soldiers' Affairs Section of a Village:  
The Case of Osato Village

橋本陽 | Yo Hashimoto

| 記録管理 | 兵事係 | 町村役場 |

records management / employee in charge of soldiers affairs / village office

敗戦前後、中央省庁の命令により文書の湮滅が行われた。このとき、全国の兵事関係文書も多く消失した。しかし、当時、滋賀県東浅井郡大郷村役場にて兵事係を勤めていた西邑仁平氏は、この命令に逆らい文書を自宅へ持ち帰り隠した。本稿は、この西邑仁平氏が所蔵していた兵事関係文書を大郷村兵事係文書と呼称し、論じたものである。具体的には、大郷村兵事係を取り巻く関係法規と兵事関係文書の双方を分析し、記録管理がどのようになされていたかについて解明した。その結果、大郷村兵事係には幾つか系統の異なる文書管理方式があったことが明らかになった。まず1922年と1923年の間に記録管理の刷新があったことが確認された。次に1923年以降において、少なくとも3つの異なる記録管理の体系が認められた。それぞれ県庁及び郡役所の指定する簿冊に綴じられる平常時の文書、戦時動員時の召集・徴発に関する文書、兵事団体に  
関する文書の体系である。

Decrees of the Department of War and the Navy enforced the destruction of official records either before or after Japan's defeat in the Second World War. This resulted in the loss of most records regarding Japanese soldiers that were entrusted to local governments. However, Nihei Nishimura, who at that time was in charge of soldiers' affairs at the Osato Village Office, did not follow the decrees and concealed a few records in his home. This article defines the collection of records as the records of soldiers' affairs at Osato village and examines the records management practices by analyzing both the laws and regulations pertaining to the officer and the records in question. The result reveals a few different methods of records management. It has been confirmed that records management practices were renewed between 1922 and 1923. In this paper, three different methods of records management from 1923 onwards are considered. They are as follows; (1) records collated into volumes following the instructions from the administrations of Shiga Prefecture and Higashi-Azai County, (2) records pertaining to mobilization and commandeering processes, and (3) records pertaining to semi-official groups that were established for the management of soldiers.

はじめに

2006年、西邑仁平氏(当時101歳)が滋賀県旧東浅井郡旧大郷村役場[1]の兵事関係文書を所蔵していることが明らかになった。西邑氏は、1930年から1945年の敗戦に至るまで村役場にてその地域の徴兵・召集などを担当した兵事係の責任者であった。

兵事関係文書は、従来非常に希少な記録であると言われてきた。1945年8月14日にポツダム宣言の受諾を決定した後、陸軍省、海軍省、外務省を始めとする中央省庁にて機密文書の湮滅が始まった[2]。湮滅処分の命令は村役場の兵事係にも届いた。この際、多くの兵事関係文書が機密文書と見なされて消失したと言われる。

西邑氏の証言によると1945年8月15日に警察署から電話で文書を焼却するよう命令を受けた。しかし、この命令に合点がいかなかった西邑氏は、重要度の低い文書のみを役場の裏で焼却し、警察署へ全てを焼却したと報告した後、15日の夜中に重要な文書をリアカーに積み自宅へ持ち帰った[3]。その後、2006年の公表まで自宅に保管し、2009年12月に長浜市立浅井歴史民俗資料館に寄託した。

西邑氏が浅井歴史民俗資料館に寄託した資料は、文書・雑誌・陶器などを含み、およそ1000点に及ぶとされる[4]。これらの大半を占めるのは兵事係が作成・保管していた徴兵・召集及びこれらに付随する事務事項などの記録である。この他、会計係の文書が約60点あり、ここには戦後の文書も含まれる[5]。

本稿は、西邑仁平氏が寄託した文書の内、兵事係の扱った記録を大郷村兵事係文書と呼称し、これを論ずるものである。従来行われてきた兵事関係文書の研究は、兵事係の職務及び資料の紹介、文書湮滅の問題に限定されており[6]、公文書として役場でどのように管理されていたのかを論じたものはなかった。よって、本稿では、大郷村兵事係を取り巻く関係法規との連関性を重視しつつ、現存する兵事係文書の構造を分析し、大郷村兵事係における記録管理の一端を明らかにすることを目的とする。

## 1 —— 大郷村における記録管理方式の整備

### 1-1: 県・町村の規程整備

本章では、大郷村兵事係の文書管理を考察する前提として、滋賀県下における兵事係の役割と文書管理制度について明らかにする。1887年に町村制が施行されて以降、名誉職行政などの弊害から町村行政に滞りが見られ問題となった。そこで、政府は1892年に「明治二五年五月九日 内務大臣内訓第三四八号」

1 —— 滋賀県市町村沿革史編さん委員会『滋賀県市町村沿革史』第4巻(滋賀県市町村沿革史編さん委員会、1960年)によれば、大郷村の歴史は次のようになる。大郷村の属した東浅井郡は明治11(1878)年の郡区町村編制法の制定に伴い、浅井郡を西浅井郡と二つに分けるかたちで誕生した。東浅井郡は現在の虎姫駅を中心とする区域である。明治22(1889)年の町村制の施行により、東浅井郡の南西部地域が町村合併され、大郷村となった。その後、昭和28(1953)年の町村合併促進法に基づき、西隣にあった竹生村と合併し、びわ村となる。現在は平成の大合併により長浜市となっている。

2 —— 代表的な研究は、原剛「陸海軍文書の焼却と残存」(『日本歴史』第596号、1998年3月)、吉田裕「現代歴史学と戦争責任」(青木書店、1997年)。

3 —— この経緯については、浅井歴史民俗資料館編『村にきた赤紙——今明かされる兵事係の記録』(パンフレット、平成20年3月)。

4 —— 浅井歴史民俗資料館編、前掲パンフレット。

5 —— 会計係文書は、兵事係文書と同じく西邑氏宅の押し入れに収納されていた。同じ空間にあったとはいえ、兵事係文書とは混ざらないように明確に区別して置かれていた。会計係文書には、1953年、西邑仁平氏が収入役であったときに作成した文書が含まれており、1945年の8月15日以降に持ち帰ったことが明らかである。恐らく、西邑仁平氏が退職した昭和1956年に自宅へ持ち帰ったと思われる。

6 — 兵事係の役割や兵事関係文書の資料紹介が中心となる研究に、黒田俊雄編『村と戦争』、桂書房、1988年；上越市編さん委員会『上越市史別編7兵事資料』、上越市、2000年；山本和重「自治体史編纂と軍事史研究 十五年戦争期の町村兵事史料を中心に」(『季刊戦争責任研究』第45号、2004年)；井口和起「十五年戦争期の京都府下における軍事動員体制」(『京都府立大学生活文化センター年報』13、14号、1988年、1989年)がある。敗戦前後の焼却に焦点をあてたものに、芳賀明子「失われた行政文書——戦中・終戦時における行政文書の廃棄について」(『文書館紀要』第8号、埼玉県立文書館、1995年)がある。加藤聖文「喪われた記録——戦時下の公文書廃棄」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第1号、2005年3月)は、敗戦時の焼却のみが消失の原因ではないことを証明し、保存年限のある公文書の性質を考慮することを主張している。丑木幸男「兵事史料の形成と焼却」(『歴史評論』第689号、2007年9月)は各地域に点在する兵事関係文書を比較しその性質を考察しているが、資料の羅列に終始する傾向が強い。

7 — 大島美津子『明治国家と地域社会』、岩波書店、1994年を参照。

8 — 「町村役場処務細則其他規定方ノ件」(滋賀県県政史料室、請求番号 明こ135 50)。

9 — 「明治三十年町村役場処務規程準則」滋賀県県政史料室に配架される明治三十年の滋賀県公報内に収録。

10 — 「大正九年町村役場処務規程準則」(滋賀県県政史料室、請求番号 大あ45 76 86)。

11 — 滋賀県県政史料室所蔵の以下の資料を参照。「大正十年九月三十日 町村文書整理ニ関スル件」(請求番号 明い25の30)、「大正十年十月二十二日 町村文書整理ニ関スル件」(請求番号 明い25の31)、「大正十一年八月二十九日 町村文書整理ニ関スル件」(請求番号 明い25の簿冊所収)、「大正十三年六月十日 町村編組表紙記載及諸帳簿保存年限ノ件通牒」(請求番号、明い25)、「大正十三年九月九日 町村文書整理ニ関スル件通牒」(請求番号 明い25の簿冊所収)。

12 — 「町村役場文書整理之策」(滋賀県県政史料室、請求番号 明い25の簿冊所収)。

を各府県に発布し、町村行政の円滑化が図った。その一環として、各府県庁は町村事務の処理方法の標準例の作成及び行政事務に関する簿冊の種類・員数・様式の定式化を遂行することになった<sup>[7]</sup>。滋賀県庁は、1889年「町村役場処務細則其他規定方ノ件」<sup>[8]</sup>によって既に簿冊の名称について郡単位の統一を命じていたが、1892年の内訓以降、何度か文書管理に関する指示を町村役場に出している。「明治三十年町村役場処務規程準則」<sup>[9]</sup>、「大正九年町村役場処務規程準則」<sup>[10]</sup>がそれである。表1はこれらの指示を事項別の一つにまとめたものである。

表1 — 滋賀県庁が町村役場に指示した町村事務及び記録管理の方法

項目	指示した年	内容
部署の構成	1897年	第一課、第二課の二課のみ(第一課に文書や兵事の事務分掌)
	1920年	兵事係、文書係、庶務係、会計係などに細分化
文書の收受、発送の流れ	1897年	外部⇄第一課文書主務⇄主務 收受、発送、經由文書件名簿に記録 決裁は村長
	1920年	外部⇄文書係(又は庶務係)⇄原課 收受、発送、經由文書件名簿に記録 決裁は村長
保存年限	1897年	第一種(永年)、第二種(10年)、第三種(3年) 起算は事件完結後の次の年の最初の一日から
事件完結文書の流れ	1897年	原課→第一課文書主務→蔵置所 <sup>[1]</sup> 簿冊への編綴は文書主務
	1920年	原課(1年間または2年間の保管)→文書係(庶務係)→蔵置所 簿冊への編綴は原課 廃棄文書は会計課へ
簿冊の名称	1889年	郡単位で揃えること
蔵置所番号	1920年	簿冊の表紙に明示し、 さらに番号を付した紙片を表紙裏側に貼付

「町村役場処務細則其他規定方ノ件」,「明治三十年町村役場処務規程準則」,「大正九年町村役場処務規程準則」より作成([1]——蔵置所とは文書保管庫を指す)

このように、県庁は町村役場における文書管理方式の整備を命じたが、現場では思うように進まなかった。県庁はこの促進のため何度かの指示<sup>[11]</sup>を町村役場に出し、最終的に1924年に「町村役場文書整理之策」<sup>[12]</sup>を配布する。これは町村役場が抱える過去の未整理文書についても、その再整理の手法について記述したものである。図1、図2はその内容の一部で、簿冊は通常、蔵置所の保管棚あるいは箱に、地の部分を見えるようにして積み上げること、また出納の便のため、蔵置所番号を表紙及び表紙から地の部分へと垂れ下がった紙片に記すことが、これらの図で具体的に示されている。

滋賀県下の町村では、県庁の指示に従い、それぞれ「町村役場処務規程」を作成して、役場における事務分掌や記録管理方式を具体的に改善しようとした。当時の大郷村役場処務規程は残存していないが、大郷村が属した東浅井

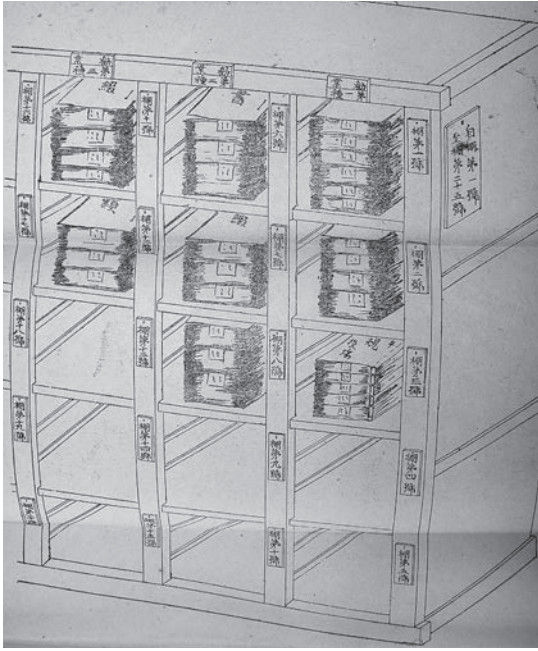


図1——簿冊が棚に収納される様子  
「町村役場文書整理之案」所収の図

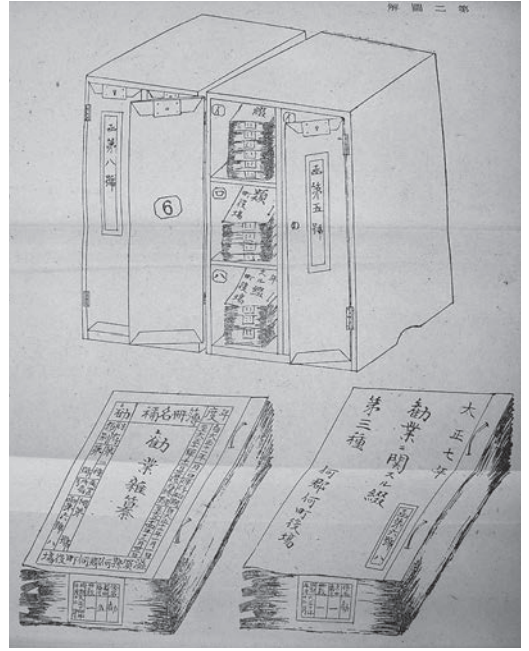


図2——蔵置所において簿冊が箱に保管される様子及び簿冊表紙の例  
「町村役場文書整理之案」所収の図

郡の西にある伊香郡郡役所が、郡下の町村役場とともに1924年に作成した規程が数例残っている[13]。この伊香郡下の「町村役場処務規程」は、いくつかの付加事項を含んでいるが、基本的に県庁の指示に応じた構成で、大郷村役場の処務規程の内容を類推するには十分な資料である。以下、県庁の指示[表1]と伊香郡下の「町村役場処務規程」を参考にしながら、大郷村役場における記録管理方式の整備過程を追ってみたい。

### 1-2: 大郷村における記録管理

#### 保存簿冊票による管理

伊香郡下の「町村役場処務規程」において、保存する文書は「庶務係ニ於テ簿冊台帳ニ登録ノ上所要ノ事項ヲ記入シタル保存簿冊表ヲ其表紙ニ貼付スヘシ」とある。保存簿冊票とは図3のようなラベルであり、これを簿冊の表紙に貼付するよう定められていた。

大郷村役場兵事係文書の一部の簿冊表紙にも、この保存簿冊票と似た様式の紙片が貼付されている。図4がその一例である。

大郷村役場では、この紙片をどのように呼称したのかは不明であるが、伊香郡下の「町村役場処務規程」の例にならい、保存簿冊票とする。県庁の指示[表1]

蔵置函番号	冊数	保存期間ノ終期	書冊番号
(朱記)	二	永久	二三

図3——保存簿冊票

番号	種類	種別
第三号口	箱	第一種

図4——「明治四十一年 兵事ニ関スル書類綴」の表紙に貼付される紙片

13 — 簿冊「大正十三年 条例規則規程」(滋賀県江北図書館、伊香西浅井郡役所文書、請求番号不明)内の「永原村役場処務規程」、簿冊「大正十三年 地方雑纂 地方第十二号第一種(朱書)伊香郡役所」(同、請求番号248)内の「南富永村役場処務規程」であり、内容は完全に同じである。

14 — 「大正九年町村役場処務規程 準則」、前掲資料。

ならびに図1から図3を参照すれば、図4の「種別」、「種類」、「番号」がそれぞれ何を指すか見当がつく。「種別」は保存年限であり、「種類」には図1にあるような本箱に保存する場合は「箱」、図2にあるような棚に保存する場合は「棚」と記入されたものであろう。「番号」とは、箱、棚の位置を指し示す蔵置所番号であると考えられる。

大郷村役場では、この保存簿冊票をいつどのような意図で貼付したのか。

第一の手がかりとなるのは、大郷村役場文書に含まれる会計系の簿冊約60冊である。年代幅は、おおよそ1883年から1953年までである。敗戦後にまで及ぶのは、西邑氏が戦後持ち帰ったものがあるからである。この約60冊の簿冊のうち、1922年度までは保存簿冊票がすべて貼付されているのに対し、1923年度以降は保存簿冊票が一切貼付されていない。

兵事係文書の簿冊はどうであろうか。たとえば、「兵事ニ関スル書類綴」と総称しうる簿冊が18冊あるが、表2の一覧表で明らかのように、やはり1923年以降、保存簿冊票が貼付されなくなる。他の例として「徴兵ニ関スル書類綴」5冊を見ると、1922年以前の簿冊は2冊しか残っていないが、そのうちの1冊には保存簿冊票があり、1923年以後のもの3冊には一切貼付されていない。

以上から、保存簿冊票を見る限り、1923年前後に何らかの記録管理方式の画期があることが明らかである。その点をさらに考察するため、次の2点を傍証としてあげたい。

第一点に、保存簿冊票が貼付されている簿冊には、文字の上にそれが貼られているものが少なくないことである。これは、簿冊が作成され、後の時代になってから保存簿冊票が貼られたという事実を示している。

第二点は、前掲の「町村役場文書整理之葉」が1924年に県から出されている事実である。これは、表1に示したような記録管理に関する一連の県庁指示を町村役場がほぼ採用したと県側が判断し、その上で、過去に作成された保存文書に対しても同様の水準による管理を求めるものであった。そもそも県庁は保存簿冊票の貼付まで求めてはいなかったが、蔵置所番号の表紙への書き込みについては1920年の訓令[14]で指示していた。1924年の伊香郡下「町村役場処務規程」に保存簿冊票の貼付が定められているのは、これを受けてのことであり、同郡では、過去の未整理文書に対して一斉に保存簿冊票を貼付することにしたと考えられる。

以上の2点から見て、大郷村役場文書の保存簿冊票も、伊香郡下の町村と同じように、1924年の「町村役場文書整理之葉」をうけて、過去に作成された簿冊に一斉貼付された可能性が高い。貼付されたのが1922年以前のものに限られ、1923年の簿冊に貼られていないのは、1924年当時まだ現用文書として蔵置所に移されていないためとも考えられるし、あるいは大郷村役場では、県から「町村役場文書整理之葉」が配布される以前の1923年または1922年に保

存簿冊票の一斉貼付を行った可能性も捨てきれない。しかし、いずれにしても、この時期が大郷村役場の記録管理にとって、ひとつの大きな節目であったことはまちがいない。

表2 — 大郷村兵事係文書にある「兵事ニ関スル書類綴」一覧

資料名	年代	保存年限	保存簿冊票
兵事ニ係ル□□ <sup>[1]</sup>	明治三十一年 自一月至十二月	第一種	有
兵事ニ関スル書類	明治三十二年度	第一種	有
兵事書類	明治三十七年	第一種	有
兵事ニ関スル書類綴	明治三十八年	第一種	有
兵事ニ関スル書類綴	明治四十一年	第一種	有
兵事ニ関スル書類綴	明治四十二年	第一種	有
兵事ニ関スル書類綴	明治四十三年	第一種	有
[兵事ニ関スル書類綴] <sup>[2]</sup>		第一種	無
兵事ニ関スル書類	自大正十二年	第二種	無
兵事ニ関スル書類	自大正十二年	第三種 <sup>[3]</sup>	無
兵事関係文書	大正十四年大正十五年	第三種	無
兵事ニ関スル書類	自昭和二年	第三種	無
兵事ニ関スル書類綴	自昭和八年至昭和十九年	第一種	無
兵事ニ関スル書類綴	昭和八年起昭和十三(二十)年迄	第二種	無
兵事ニ関スル書類綴	自昭和八年至昭和十年	第三種	無
兵事ニ関スル書類綴	自昭和十一年至昭和十四年	第三種	無
兵事ニ関スル書類綴	自昭和十五年	第三種	無
[兵事に関する書類]	昭和二十年		無

浅井歴史民俗資料館に保存される資料から筆者が作成した。[ ]を付したものは筆者の推測を混えたものである。簿冊名が一定でないが、内容から同種のものであると判断した。

I — 文字がかすれて判読できない箇所を□□と記した。

II — 元来、簿冊であったと考えられるが、綴じ紐と表紙が共に外れてしまっている。文書の内容から「兵事ニ関スル書類綴」とであると判断した。明治45年から大正2年までの文書から構成される。

III — 表紙に第三種という印がないが、中に綴じられる文書はすべて第三種である。ここから、第三種であると判断した。

## 保存年限種別による管理

次に同じく表2により、「兵事ニ関スル書類綴」の保存年限について考察する。表2は大郷村兵事係文書に残るすべての「兵事ニ関スル書類綴」を列挙している。この表から保存簿冊票の添付される簿冊はすべて第一種であることが読み取れる。また、[兵事ニ関スル書類綴]<sup>[2]</sup>については表紙がないため議論から省くが、保存簿冊票のない1923年以降の簿冊については、保存年限の種別が3種類に増加している。

1910年以前の簿冊は、保存簿冊票が第一種と銘打たれているが、綴じられる文書の内容を見れば、第一種、第二種、第三種と押印されたものが混在している。そもそも、県庁は1907年の訓令以来、町村役場における記録管理方式について指示し始めるが、このときに保存年限毎に簿冊を調製するよう義務づけていた<sup>[15]</sup>。1910年以前の「兵事ニ関スル書類綴」には、このような基礎的な規則すら守ることなく文書が綴じられていることになる。

その一方、1923年以降の「兵事ニ関スル書類綴」において、保存年限は簿冊の表紙に第一種、第二種、第三種と押印されて提示される。これは、1923年以降、保存年限の種別毎に簿冊を調製することになった事実を示している。実際に1923年から第二種及び第三種の簿冊がそれぞれ同時に始まっており、これ以降1910年以前の簿冊と調製の様態が変化している。

1923年は大郷村役場における記録管理の大きな節目であることを鑑みれば、簿冊の調製方法の変化もまたこれに関係しているものと想定し得る。また1910年以前の第一種の簿冊にすべての保存年限の書類が編綴されていることは、「町村役場文書整理之栞」で提示された文書の再整理の跡を窺わせる。1907年当時の段階においても簿冊に編綴すべきであった書類を放置し、1920年以降の度重なる県庁からの命令を受けて保存年限を問わず年代毎に一冊にまとめたようにも見える。いずれにせよ、保存簿冊票の有無と簿冊の編綴の変化が一致している。

### 担当部署の整備

大郷村役場において部署の変遷があったことも大郷村兵事係文書から読み取れる。「兵事ニ関スル書類綴」を見れば、保存簿冊票のなくなる1923年以降、その文書の作成はすべて第一課ではなく兵事係と記される。しかし事務分掌の刷新は、県庁の発布した1920年の訓令<sup>[16]</sup>によるが、この日時は1920年11月27日である。この日以降であれば、1922年以前であっても、事務分掌の変更のみを大郷村役場が採用していることもありうる。この点に関して「自大正十一年 徴兵ニ関スル書類綴」という簿冊の中に注目すべき書類がある。この簿冊には1921年1月から1922年11月までの書類が綴じられているが、1922年1月から、文書の收受や発送の主体について「大兵収」や「大兵発」と記されていることが見て取れる。これはそれぞれ「大郷村役場兵事係收受」と「大郷村役場兵事係発送」の略である。これに対し同じ簿冊にある文書とはいえ、1921年のものになれば「大収」「大発」といった書き方が一般的であり、単に大郷村役場が收受または発送したことしか示していない。

これらの事実から、大郷村役場において、部署の構成が第一課・第二課から、より細かく区分され兵事係や会計係が誕生するに至ったのは1922年1月以降であることが明らかとなった。

以上のように、簿冊の綴じ方の性質が異なる年代が1923年以降であり、さらに会計係と兵事係の簿冊に貼られる保存簿冊票の有無が1922年と1923年をその境界としていることから、大郷村役場は1923年から県庁の指示する記録管理の方針を受け入れ始めたかと判断できる。1922年以前の簿冊については、それ以後に整理しなおしたものである。また、大郷村役場は1922年以前の簿冊にはすべて保存簿冊票を貼付したが、文書の整理保存を受け入れた1923年以降

表3 — 大郷村役場の部署名と記録管理の変遷(明治30年以前は不明)

	1897年～	1922年	1923年～
部署名	第一課	兵事係	
保存簿冊票	有		無
記録管理	表1の1897年の方法は遵守されなかった可能性がある。後年、表1の1920年以降の方式で一斉に整理された。		表1の1920年以降の方法で管理される。

の簿冊には一切貼付しなかった。これは、上で挙げなかった簿冊についてもすべてそうである。例えば、第一種といった保存年限が一切記されていない召集及び徴発関係の簿冊にも、1922年以前の書類を綴じたものになれば保存簿冊票が貼付されているものがある。こういったことから、1922年以前の大郷村役場の文書は、記録管理を刷新した1923年以降のある時点で一斉に再整理を行った様子が見て取れる。また、大郷村における部署の構成が変化し兵事係が創設されたのは1922年である。これらをまとめると表3になる。

## 2 — 大郷村兵事係文書の類型と管理方式

本章では、大郷村役場が記録管理を新たにした1923年以降の兵事係文書の類型と管理方式について考察する。1922年以前のものについては、1923年以降の基準で再整理された可能性が高いため、当時の編綴や保存年限の基準を見て取ることは困難であり、考察の対象から除外した。

### 2-1: 兵事係の事務分掌と大郷村兵事係文書の3類型

伊香郡の「町村役場処務規程」によれば兵事係の事務分掌は次のように定義される。大郷村兵事係の事務分掌もこれと同様であったと推定される。

- 一. 徴兵及志願兵ニ関スル事項
- 一. 陸海軍諸生徒ニ関スル事項
- 一. 召集及徴発ニ関スル事項
- 一. 軍人軍属及廃兵遺族ニ関スル事項
- 一. 軍事救護並軍人軍属ノ諸給与ニ関スル事項
- 一. 兵事ニ関スル団体ニ関スル事項<sup>[17]</sup>

大郷村兵事係文書は、この事務分掌が指し示す機能から生じるものとはいえ、例

17 — そもそも県庁は1920年の段階で各町村に事務分掌の規定の指示も行っていった。「大正九年町村役場処務規程準則」(前掲)において、兵事係の事務分掌は「徴兵志願兵ニ関スル事項」、「召集及徴発ニ関スル事項」、「軍人軍属及廃兵遺族ニ関スル事項」、「軍事救護ニ関スル事項」と定義されている。伊香郡下の町村はこれを受けてさらに「陸海軍諸生徒ニ関スル事項」、「兵事ニ関スル団体ニ関スル事項」を追加し、自らの町村役場処務規程を作成したと言える。



18 — 戦時と対になる術語として、本来は平時と記すべきであるが、兵事と混同を避けるため、本稿では平常時とした。

19 — 陸軍で動員といったものを海軍では充員といった。本稿では、動員と充員を区別して述べる場合は問題ないが、統括して述べる場合、煩瑣であるため、戦時動員で統一した。

20 — 中村崇高「近代日本の兵役制度と地方行政—徴兵・召集事務体制の成立過程とその構造」(『史学雑誌』第118編第7号、2009年)。中村氏は徴兵・召集と述べ徴発については触れていないが、徴発も召集と同体系の中にあつたため、本稿では補足追加した。

えば形態においては簿冊・用紙など雑多であり、非常に多様である。この中に、三つの大きく異なる種類の文書が見て取れる。本稿ではそれぞれ平常時<sup>[18]</sup>文書、戦時動員<sup>[19]</sup>関係文書、兵事団体関係文書と呼称する。

平常時文書は、6種ある兵事係の事務分掌すべてに関係する。これに対し、戦時動員関係文書は、戦時動員時における「召集及徴発ニ関スル事項」から発生する記録である。また兵事団体関係文書は、当然「兵事ニ関スル団体ニ関スル事項」に関わるものであるが、主に在郷軍人会分会や愛国婦人会などの兵事団体が調製した簿冊である。

兵事係の事務分掌の中でも、徴兵及び志願、召集、徴発については戦争に直結する業務であった。したがって、速やかにその業務を遂行するための事務体制が確立していた。本稿ではこれを徴兵召集事務体制と呼称する。中村崇高氏によれば、この事務体制は日露戦争以後になって固まるとされる。それは以下のようなようになる。

師団 — 連隊区司令部 — 郡役所(警察署) — 町村役場<sup>[20]</sup>

上は陸軍の場合である。海軍の場合は、徴兵でなく志願になるがその事務体制は

鎮守府 — 人事部 — 郡役所(警察署) — 町村役場

となる。1926年の郡役所廃止以降は警察署がこれに取って代わった。

平常時文書は徴兵召集事務体制に関わる官公署以外にも様々な機関及び個人とやり取りした記録から構成される。ただし、戦時になり動員令が下り、充員召集や臨時召集が遂行されるときのために準備された用紙や動員下令後の業務によって作成される記録は含んでいない。そのような文書は戦時動員関係文書に分類される。つまり、戦時動員関係文書は、徴兵召集事務体制のもとで戦時動員時における「召集及徴発ニ関スル事項」を正確かつ速やかに遂行するため、及び遂行された結果残った記録である。

以下、平常時文書、戦時動員関係文書、兵事団体関係文書をそれぞれ兵事係文書の第1、2、3類型と位置づけ、第1及び第2類型についてその特徴と管理方式を考察する。第3類型については、外郭団体である在郷軍人会分会や愛国婦人会などの兵事団体が調製した文書であり、それぞれ独自の記録管理手続きによって処理されたと推測される。紙幅の都合上、この考察については別稿に譲りたい。

第1類型の文書は、大郷村役場では「兵事例規」、「徴兵ニ関スル書類綴」及び「兵事ニ関スル書類綴」という3種類の簿冊に編綴された。これらはそれぞれ、伊香郡の「町村役場処務規程」において調製が指定される簿冊である「例規」、「徴兵志願兵」及び「兵事雑纂」に該当する。また保存年限の指定については、他の類型の文書が「永久」という文字によって指定するのとは異なり、「兵事例規」、「徴兵ニ関スル書類綴」及び「兵事ニ関スル書類綴」は1923年以降になっても第一種、第二種、第三種といった県庁の指定する形式によって保存年限が指定される簿冊である。したがって、これら3種は伊香郡の「町村役場処務規程」において調製が指定された簿冊と同様、大郷村役場が県庁の指示を受けて調製を義務づけたものであると推定できる。以下、この3種の簿冊を中心に、平常時における兵事係文書の記録管理について考察する。

まず、平常時文書の分析にあたり、滋賀県下町村役場における保存年限の種別の定義について確認しておく。第一種は「各種台帳、諸例規指令裁決決定議決書及会計諸帳簿其他重要ナル文書証憑類ニシテ永久保存ノ必要保存ノ必要アルモノ」、第二種は「第一種、第三種ニ属セサルモノ」、第三種は「一時ノ措弁ニ係リ他日ノ参照ヲ要セサルモノ」である〔21〕。

### 兵事例規

「兵事例規」は、伊香郡下の町村役場で調製が指定された「例規」に相当するものであった。伊香郡「町村役場処務規程」において、「例規」は兵事について県と郡の公報に掲載される文書が編綴された簿冊と定義された。大郷村の「兵事例規」もこれとほぼ同内容であり、1899年から1945年の敗戦に至るまでの文書が1冊に編綴されている。保存年限は第一種の定義に「諸例規」とあるように、第一種永年保存である。

### 徴兵ニ関スル書類綴

「徴兵ニ関スル書類綴」は全部で5冊残っている。年代幅は1922年から1942年までである。編綴される文書の中心は、「徴兵及志願兵ニ関スル事項」の中でも徴兵検査に直結する記録である。例えば、壮丁になった男子を戸主が役場へ届ける「徴兵適齢届」やその年の大郷村における壮丁の人数を記録した「壮丁人員表」が挙げられる。

次に保存年限についてみると、第一種であることが提示されているのは1921-1922年と1926年-1927年の2冊のみで、1928-1930年、1940-1942年、1943-1945年の3冊については、保存年限が明示されていない。しかし、これらも第一種保存であると考えて問題ない。第一種である理由は、前記の保存年限の定義

表4 ―「兵事ニ関スル書類」に編綴される文書の例

簿冊の年	簿冊の保存年限	文書名	内容
1923～ 1932年	第二種	壮丁身上異動通知	ある壮丁の住所変更
		陸軍軍人転役者ノ件	ある軍人が後備役へ編入
		戦捷記章並賞状送付ノ件	村民へ戦捷記念を送付
		兵籍通報ノ件	ある軍人の住所変更
		特別賜金辞令書等交付ノ件	賜金請求書とその領収書の送付
		簡閲点呼ニ関スル件	簡閲点呼の区域と日程表
		任官進級者ニ関スル件通牒	ある軍人の任官と進級
		徴兵検査ノ結果及終決処分等不明ノ件再照会	本籍大郷村の者が徴兵検査を受験しているかどうか
		海軍軍人異動ノ件	略
		在郷間成績調査送付ノ件	在郷軍人の郷里における活動とその評価
1933～ 1945年	第一種	特別大演習ニ関スル新聞記事制限ノ件通牒	秘密書類、陸軍特別大演習は秘密保持のため新聞掲載を控えさせるという旨
		徴発物件供給予定表ノ件	大郷村で徴発される物資の予定表
		軍隊宿営力調査ノ件	陸軍特別大演習のとき大郷村における軍隊の利用できる宿泊スペースの調査
		馬籍法ノ実施ニ関スル件依命通牒	徴発すべき馬を正確に登録しておくよう注意を喚起、これに関する法律も添付
		兵役上ノ所在不明者取扱ニ関スル件通牒	失踪者は市町村において死亡の手続きをもって戸籍を訂正できる
	第二種	朝鮮ニ居住スル出征軍人遺家族調査ニ関スル件	恩賞を出すときのため朝鮮に現住所があるものを調査
		昭和寮規定	傷痍軍人と戦死者遺族の宿泊施設である昭和寮の規定
		御菓子奉授式挙行ノ件	陸軍特別大演習に関し御菓子が軍人遺族と傷痍軍人に与えられる
		入営旅費ニ関スル件	朝鮮部隊・呉海兵団に入営・入団する軍人の旅費の計算方法
		下士官適任証書附与者ノ件	略
		海軍在郷軍人名簿記入事項通知	略
		転入者ノ件	軍人の異動について
		演習教育召集結果並希望事項ノ件	勤務演習・教育演習に召集できた人数の地域別の比較とそれに対する意見と要望
		軍隊宿営力等調査ノ件	陸軍特別大演習の秘密書類、軍隊の宿営スペースの調査
		簡閲点呼ノ際賞詞相成度件上申	理由は不明であるが、賞詞を依頼
	第三種	簡閲点呼参考資料提出ノ件	略
		在郷軍人名簿調製事項通知	本籍地の変更について通知
		現役下士官志願者有無ノ件	現役下士官不足につき志望希望者を募る
		帰還部隊通過ノ件	帰還部隊を乗せた列車が通過する際に見送りをすることについて
		入営旅費支給方ノ件	入営先までの旅費の工面について
		海軍志願兵勧誘ニ関スル件通知	略
		入営旅費請求方ノ件	入営兵に対する旅費の支給
		徴兵検査未済壮丁所在調査方ノ件	略
		入営兵ニ対シ軍服調製費補助ニ関スル件	略

内容が文書名から明らかな場合は省略した。整理番号は引用の便宜上付したものである

作成	宛先	整理番号
東浅井郡長	大郷村長	1
東浅井郡長	大郷村長	2
大郷村長	東浅井郡役所書記長	3
古保利村長	大郷村長	4
大郷村長	東浅井郡役所書記長	5
東浅井郡役所書記長	各村長	6
敦賀連隊区司令部	大郷村	7
京都市下京区役所	大郷村	8
東浅井郡長	大郷村	9
大郷村長	速水警察署長	10
東浅井郡役所書記長	大郷村長	11
大郷村長	各字	12
大郷村長	京都市上京区役所	13
大郷村長	東浅井郡役所書記長	14
東浅井郡役所書記長	大郷村長	15
滋賀県学務部長・警察部長	大郷村長	16
大郷村長	虎姫警察署	17
滋賀県学務部長	大郷村長	18
滋賀県学務部長	各市町村長・警察署長	19
敦賀連隊区司令官	管内市町村長	20
敦賀連隊区司令官	市町村長	21
		22
大郷村長	遺族・傷痍軍人	23
滋賀県内務部長	大郷村長	24
敦賀連隊区司令官	大郷村長	25
虎姫警察署長	大郷村長	26
敦賀連隊区司令官	大郷村長	27
敦賀連隊区司令官	県学務部長・警察署長・市町村長	28
滋賀県学務部長	大郷村長	29
大郷村長・在郷軍人会大郷村分会長	敦賀連隊区司令官	30
大郷村長	敦賀連隊区司令官	31
大郷村長	東京渋谷区長	32
敦賀連隊区司令官	各市町村長	33
大郷村長・在郷軍人会大郷村分会長	各区長・班長・学校長	34
大郷村長	京都市区役所	35
滋賀県学務部長	大郷村長	36
大郷村長	各個人	37
滋賀県学務部長	大郷村長	38
敦賀連隊区司令官	市町村長	39

22 — 「兵事ニ関スル書類綴」に編綴されるべき文書に第一種保存を設けるよう滋賀県庁から指示が出され、従来と編綴の方法を変える必要が生じ、そのため1933年から一斉に3種類の「兵事ニ関スル書類綴」が生じた可能性もある。滋賀県県政史料室所蔵の文書に該当する記録がないか調査したが、管見の限りにおいて該当するものはなかった。この問題については今後も引き続き検討課題としたい。

にいう「重要ナル文書」に該当すると認定されたためと推定される。

### 兵事ニ関スル書類綴

伊香郡下町村役場で作成された「兵事雑纂」に相当する「兵事ニ関スル書類綴」には、その雑纂という性質上、多岐にわたる文書が編綴される。ここで今一度、表2を参照してみれば簿冊の性質の変化に気づく。記録管理の方法が一新した1923年からは、第二種と第三種の簿冊が同時に発生している。その一方、1933年からは、第一種、第二種、第三種の文書が一斉に作られている。1923年から1932年までの簿冊には第一種が存在しない。第一種があるのは1933年からである。無論、大郷村兵事係文書は同じ名称の簿冊であれ、年代によって相当空白期間が生ずるものもあるため、文書が完備しているとはいえない。1923年にも第一種の簿冊が存在した可能性は否定できない。しかし、1933年は1923年のように第一種、第二種、第三種の簿冊が同時に作成される年であり、これは何らかの記録管理に変化があった事実を物語っている[22]。

「兵事ニ関スル書類綴」は保存年限別に簿冊が調製されてはいるが、何故その簿冊がその保存年限に認定されているのか、その根拠を示す規定は存在しない。したがって、簿冊中に綴じられる文書の性質から帰納的に判断する作業が必要となる。しかし、それぞれの簿冊に多種多様な業務に関わる文書が編綴されているため判断は難しい。試みに各簿冊に編綴された文書について幾つか例を提示し、その性質を推察する。次の表4は、第二種、第三種からなる「1923-1932年の簿冊」と第一種から第三種までが揃う「1933-1945年の簿冊」とに区分し、幾つかの文書を保存年限別に列記したものである。

「1923-1932年の簿冊」第二種を見れば、軍人の登録に関わる文書が多い。また簡閲点呼関係の文書、在郷軍人の郷里における成績調査の結果などもこの簿冊に綴じられる。「1933-1945年の簿冊」第二種のものも同様の傾向が認められる。「1933-1945年の簿冊」第二種にはこれに加え、整理番号28番のように教育演習などの平時召集に関する文書がある。「1933-1945年の簿冊」第一種ではまず陸軍特別大演習に関する秘密書類が存在する。また、整理番号17番のように徴発関係の記録もある。整理番号20番、22番は法律や規定を載せたものであるから第一種とされているのだろう。23番の御菓子の授与について述べた文書に関しては、第三種に分類すべき内容とも思われるが、陸軍特別大演習に関係するものであるため第一種となっていると推測される。第三種は、「1923-1932年の簿冊」そして「1933-1945年の簿冊」ともに軍隊の見送りと兵の入営に関するものが多い。整理番号14番のように整理番号10番と似た性質をもつ名称の文書もあるが、送付したという事実を報告するだけで、送付対象となった業務成績調書は綴じられていない。第二種には成績調書が多くあることから、この原本が第二種に編綴されたのであろう。第三種は、「一時ノ措弁ニ係リ他日ノ参照

ヲ要セサルモノ」であり、第一種、第二種に属さない単純な日常業務について記録したものと考えられる。

整理番号17番、28番は兵事係の事務分掌でいえば「召集及徴発ニ関スル事項」に該当する。しかし、これらは主に平常時に作成される文書であり、動員業務に直接必要となる第2類型に分類されず、第1類型の簿冊に編綴されたと判断できる。

保存年限の区別については、実はそれほど厳格になされなかったと推測される。例えば、整理番号18番と29番は、同内容である。「兵事ニ関スル書類綴」からは、それぞれの保存年限の確固たる基準を見いだすのは難しく、担当の兵事係では編綴に際して、厳格な基準に基づいた保存年限の区分は行っていなかったのではなかろうか。

以上、「兵事ニ関スル書類綴」を分析した結果、保存年限別に編綴された書類にある種の傾向があることがわかった。整理すれば次のようになる。

- 第一種(1933-1945年): 秘密書類、徴発関係、法規など
- 第二種: 軍人の登録、軍人の境遇・状態の調査、平時召集、簡閲点呼など
- 第三種: 第一種、第二種に属さない単純な日常業務(例えば、兵の入営や軍人の見送りに関するものなど)

以上より、1923年以降における第1類型の管理様式について総括する。表1にあったように事案の完結した文書については、原課で1年もしくは2年置かれ、その後文書係もしくは庶務係のところへ移され蔵置所で保存された。簿冊の編綴は原課である兵事係が行った。この際、文書の性質に応じて「兵事例規」、「徴兵ニ関スル書類綴」、「兵事ニ関スル書類綴」のいずれかの簿冊に編綴された。「兵事例規」、「徴兵ニ関スル書類綴」はすべて第一種永年保存であるのに対し、「兵事ニ関スル書類綴」は第一種から第三種の簿冊が準備され、文書の内容によって編綴される簿冊が区別された。

### 2-3: 兵事係文書の第2類型 — 戦時動員関係文書とその管理方式

第2類型の文書は、戦時動員時の「召集及徴発ニ関スル事項」の記録であり、この事務体制から生まれたものである。

文書の性質を具体的に検討すれば、1922年以前の簿冊については、再整理の際に保存簿冊票を貼付され、第一種永年保存となったものが存在している。1923年以降については、保存簿冊票は一切なく、さらに保存年限の提示されない文書がほとんどで、あったとしても「永年」と記されており、県庁の指定した「第一種」という形式で指定されない。簿冊の特徴としては秘と朱書きされるかまたは朱

23 — 「陸軍ノ秘密書類ニ関スル件  
昭和八年二月十八日陸軍省達第二号」、  
「海軍機密書類取扱規則 大正七年  
十二月十七日海軍省内令第四一七号」  
(中野目徹、熊本史雄『近代日本公記録管理  
制度史料集 中央行政機関編』岩田書院、  
2009年に所収)によれば、機密文書の内、最  
も機密性に乏しい範疇に属する。陸軍で  
は軍事秘密書類、海軍では秘書類と呼  
ばれ、それぞれ「作戦、用兵、戦時編制、  
動員、暗号其ノ他軍事上秘密ヲ要スル  
書類中陸軍機密書類以外ノモノヲ謂ヒ  
其ノ重要ノ程度ニ従ヒ陸軍軍事極秘密  
書類又ハ陸軍軍事秘密書類」に分けられる  
もの、「機密ノ程度輕キ事項ヲ記載セル  
モノ」と定義される。

24 — 町村役場における防諜について  
は、吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事資料  
から見た兵士の見送りと帰還」(『国立歴史  
民俗博物館研究報告』第101集、2003年)  
を参照。

表5 — 大郷村役場兵事係文書内にある召集及び徴発に関する文書のサンプル

種類	資料名	秘の有無	備考	
簿冊	在郷軍人名簿	秘		
	動員日誌	秘		
	防諜ニ関スル書類綴	秘		
	除籍名簿			
	車両名簿			
	馬名簿			
	陸軍下士官兵在隊間成績調査綴	秘		
	召集、徴発事務を 説明する文書	動員実施業務書	秘	村長用、発送兼使用者用
		召集事務要覧 海軍		
		充員召集実施業務書 海軍		村長用、兵事係用、 使丁・会計係、宿直員用
自動車徴発差出場所業務書		秘	出張係用、会計係用	
動員手簿				
用紙	業務分担書			
	昭和十六年召集事務検閲研究問題		解答もあり	
用紙	海軍召集旅費領収書			
	徴発馬匹町村内集合所到着時刻表			
図	第三区配達区域要図			
	第四区配達区域要図			
	第六区配達区域要図			

印が押されているものが多いということである。簿冊に綴じられていない文書についても同様に、秘[23]とされるものが散見される。また、召集の事務手続きを実施する際に必要となる用紙やその業務を行うため手順を説明した実施業務書、そして業務を円滑に進めるために予め準備された表や図などが残っている。参考としていくつか挙げれば表5のようになる。

表5に挙げた資料のなかでいくつか説明を加える。「防諜ニ関スル書類綴」は、文書名からは召集及び徴発とは関係が無いように見える。しかし、この簿冊中の文書は戦時動員時の召集及び徴発の過程が敵国のスパイに漏洩することを防ぐために、入営及び応召の歓送迎会や見送りを簡素化し、目立たないようにしたことを伝えるものであり、召集事務に大きく関与するものである[24]。「昭和十六年召集事務検閲研究問題」は、召集事務について、兵事係の知識を確かめるための試験問題である。兵事係は召集事務について、迅速かつ正確に行動できるだけの能力が必要とされていた。「第三区配達区域要図」は、召集令状を配布する在郷軍人の住所を示した地図である。令状を本人に正確に届けるために作成されたものである。他にも、召集の事務手続きを実施する際に必要となる用紙やその業務を行うため手順を説明した実施業務書、そして業務を円滑に進め

るために予め準備されたさまざまな表や図などが残っている。

1922年以前についての簿冊は後年、一括して再整理されていた。それでは、それ以後についてはどうなのだろうか。保存年限が一切提示されていない文書は、廃棄される予定がなかったのか。いずれにせよ、第1類型の文書とは異なるその特徴から、第2類型の文書は、県庁の指示を受けて作成された「町村役場処務規程」に記されるものとは違う方式で管理されていたと想定できる。

第2類型の文書をどう取り扱ったか、これを窺い知ることのできる資料として、『久留米師団召集徴発雇用書類』[25]が挙げられる。これは1963年に合併された福岡県田代町役場で使われていたもので、同県飯塚市内の粗大ゴミの集積場から発見されたという。この資料は「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」、「動員実施業務書 兵事主任用」、「宿直者動員実施業務書」などの文書が含まれており、そのなかの「動員実施業務書」は表5にあるように、大郷村兵事係文書にも存在している。この資料において、特に重要な文書が「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」である。1944年9月1日に施行されたこの文書には、動員に伴う召集及び徴発に関する文書の保管方法や編綴区分などが記載されており、大郷村役場における召集及び徴発に関する文書の記録管理を間接的に明らかにする規程と考えられる[26]。以下、「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」の中でも記録管理に関係する部分について条文番号を挙げながら検討する。

第16条によれば、動員に関する文書は他の書類と区別し「鎖鑰アル堅固ナル容器」に保管された。その容器には「非常持出」と朱書きされた上で、動員準備の文書が収蔵されることは秘密にされた。さらに、これらの文書は関係者以外の閲覧が禁止された。

文書の編綴区分は第20条で規定される。動員関係文書は「永久」及び「一時」に保存期間が区分された[27]。「一時」は動員年度(第9条の定義によれば、毎年4月1日から3月31日)毎に編綴、「永久」は動員年度毎に見出しをつけて加綴された。平常時において戦時動員の遂行のために作成された文書とは異なり、戦時になり動員令が下った後に作成された文書は戦争終了後に整理された。

第21条は無効になった書類について規定する。「師団長、地方長官又ハ連隊区司令官等ヨリ送付シタル書類簿表等」は警察署長(1926年以前は郡役所)[28]へ返納、それ以外は町村役場で焼却された。

また「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」には、「準備」という章が設けられ、動員体制になった際に予め用意しておくべき文書について規定している。特に第28条では「動員準備ニ関シ各官公署ニ備付ケ置クベキ書類物件ハ概ネ附表第五ノ如シ」と述べられる。「附表第五」のうち町村役場に関する事項を抜粋すれば以下に掲げる表6となる。

表6では○がついているものが、町村役場において準備された文書である。○

25 — 武富登巳男『久留米師団召集徴発雇用書類 十五年戦争極秘資料集 第24集』(不二出版、1990年)。

26 — 「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」は大郷村の属した金沢師団のものではなく、さらには陸軍の規程であり、海軍については述べていない。これに加えて、施行も1944年9月1日であり敗戦間近である。このような条件の違いがあるが、「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」は、全国的にも類例を見ない召集及び徴発に関する文書の規程を知る上で重要な文書である。

27 — 京都府中郡峰山町丹波地区(旧丹波村)に残された兵事関係文書においても同じ事例が見られる。井口和起、前掲、13、1988年の論文を参照。

28 — 大郷村兵事係文書内にある1925年7月16日の「事務規定及徴発馬匹計画書類返送方ノ件」という書類では郡役所への返還が実際に指示されている。



表6 「動員準備書類物件表」

動員準備書類物件表						
準備書類物件		準備すべき官公署	摘要			
区分	品目	町村				
動員一般ニ 関スルモノ	動員事務ニ関スル諸法規	1 ○ ✓				
	動員ニ関スル書類	永久 2 ○ ✓ 一時 3 ○ ✓	第20条	動員年度毎に見出ヲ附シ逐次加綴スルモノトス	一ノ六	
	動員ニ関スル訓示講評綴	4 ○ ✓		動員年度毎ニ更新スルモノトス	一ノ六	
	動員口誌	5 ○ ✓	第47条			
	受領証用紙	6 ○ ✓	第18条			一ノ一〇
	動員実施業務書	7 ○ ✓	第26条			一ノ一
	動員業務関係一覧表		第29条			
	派遣者心得書		第26条召規第31条同第32条馬細第20条			
	宿直業務書(表)	8 ○ ✓	第27条	宿直者ヲシテ保管セシム		宿直箱
	呼集状及呼集順序表	9 ○ ✓				
	久留米師団管内里程表	10 ○ ✓				一ノ一四
	契約書綴	11 ○ ✓	第31条			一ノ四
	受付発送簿	12 ○ ✓	動員下令時ヨリノ発受ニ供ス			一ノ七
	在郷軍人名簿	13 ○ ✓	第55条			
	適宜ノ符号ヲ以テ兵役関係者ヲ 標示セル戸口調査簿		第35条	警察署又ハ駐在所毎ニ関係アルモノ		
	動員用封筒	14 ○ ✓	召規第4様式	馬細第3様式 自細第8様式		一ノ八
	通報用封筒及端書	15 ○ ✓	召規第6様式	二ノ一七		
	電報頼信紙	16 ○ ✓	警察署及市ニ在リテハ動員令返電案凡例ヲ貼付シ置クモノトス			一ノ一一
	急使携帯嚢	○ ✓	第33条	急使携帯嚢ノ表面ニハ 赤色山形ヲ入ル又市町村ニ 在リテハ朱肉筆記具等ヲ入ル、モノトス		一ノ二
	急使心得書	17 ○ ✓				
燈火具	○ ✓		燈火具ハ急使数丈準備ヲ要ス			
暦日換算表		第30条				
兵籍上ノ異動手続未了者 人名通知(異動票)	18 ○ ✓	第64条	四ノ一五			
充員召集令状送付証用紙		召規第5様式				
充員召集名簿		召規第27条				
充員召集令状						
証明書用紙	19 ○ ✓	第57条			四ノ一四	
召集令状交付終了通知用紙	20 ○ ✓	第57条	上部ヨリ一枚宛離脱シ得ル如ク綴ルモノトス		四ノ一六	

「久留米師団召集事務徴発履備事務規程」附表第五より作成した。摘要の項にある第20条などは関連法規を指す。第20条などのように単独であるのは「久留米師団召集事務徴発履備事務規程」の条文である。「召規」は「陸軍召集規則」、「馬細」は「馬匹徴発事務細則」、「馬規」は「馬籍法施行規則」、「自細」は「自動車徴発事務細則」である

準備書類物件		準備すべき官公署	摘要		
区分	品目	町村			
動員一般ニ 関スルモノ	令状交付不能 令状交付不能者中交付済 不応召者事故止 人名通知用紙	21 ○ ✓	第57条	上部ヨリ一枚宛離脱シ得ル如ク綴ルモノトス	四ノ一七
	現在地ヨリノ応召証明書	22 ○ ✓	陸軍旅費規則第六十一条ノ二ニ拠ル 召集令状ヲ所持スル者ニ交付ス		四ノ一九
	現在地ヨリノ応召証明書充員(臨時) 召集応召員旅客運賃後払証	23 ○ ✓	昭和十二年陸軍省令第三十一号ニ拠ル 者ニシテ召集令状ヲ所持セザル者ニ交付ス		〃
馬匹徴発ニ 関スルモノ	馬籍簿	24 ○	馬規第3条、同第1様式		
	馬調査表	25 ○	馬規第19条、同第2様式		二ノ四
	徴発馬匹差出日割表	26 ○ ✓	第74条	二ノ三	
	馬匹徴発書貸付予備馬返還命令書		師団長ヨリ送付シ動員下令ヨリ効力ヲ生ジ下令ト同時ニ開封スルモノトス		
	徴発馬匹配当名簿	27 ○ ✓	第80条		二ノ二
	馬匹名簿	28 ○	馬細第5様式	二ノ一〇	
	徴発馬匹出場連名簿	29 ○	馬細第4様式	二ノ一二	
	貸付予備馬連名簿	30 ○	陸軍予備馬貸付規則		二ノ七
	馬匹徴発告知書	31 ○	第83条馬細第2様式		二ノ一六
自動車徴発ニ 関スルモノ	徴発自動車配当表 取用自動車名簿 自動車徴発書	32 ○	第96条		三ノ三
	保護自動車取用告知書	33 ○			三ノ三
	自動車徴発告知書	34 ○	第104条、自細第28条		三ノ四
人員物件徴発ニ 関スルモノ	特種工具調査表	35 ○	第105条		四ノ六
	運搬具調査表	36 ○			四ノ一〇
	徴発人員物件配当簿	37 ○	第108条		四ノ三
	徴発書		第124条		
	徴発人員物件配当簿	38 ○	第109条		四ノ八
	人員物件徴発告知書	39 ○	第104条		四ノ一
	宿舍配当図	40 ○	第107条(衛戍地ニ於ケル関係市町村ノミ)		
雇備ニ 関スルモノ	雇員、備人資格調査表	40 ○	第132条		四ノ七
	雇備令状		第133条		
	雇備者連名簿	41 ○			四ノ五
	雇備人承諾書	42 ○	第135条		四ノ七
備考	一、〇ヲ附スルハ準備区分ヲ示ス				

29 — 他にも「鎖鑰アル堅固ナル容器」と考えられる木箱が、浅井歴史民俗資料館、徳島県神山町郷土資料館に残っている。

30 — 実際に「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」の第39条において、動員令が下り、召集令状もしくは徴発書を受領した後、召集、徴発の令状もしくは告知書を発送するためにかけられる時間は、町村役場において3時間と決められていた。

の側に付けられた数字と右端の欄外に書き込まれた番号は手書きである。二瀬町役場が保管及び検索のために付与したものと推定できる。理由は、欄外において「宿直業務書」の項目には「宿直箱」とあり、これは保管した場所を指し示しているからである。動員に関する書類は一般に「鎖鑰アル堅固ナル容器」の中で保管することが定められていたことを鑑みれば、欄外の数字はこれに関する整理番号であると見られる。さらなる傍証が富山県砺波郷土資料館に残る「鎖鑰アル堅固ナル容器」と考えられる木箱[29]である。砺波郷土資料館の木箱は、庄下村の兵事関係文書を収納していたが、これには「非常持出」と朱書きされた紙片が貼付されている。これは第16条にある「非常持出」の朱書きを義務づけた項目の記述と合致する。またこの木箱には、敗戦後に、兵事関係文書を持ち帰った元兵事係の出分重信氏が紙片を新たに貼付したようで、そこには「貳の壱号箱」、「貳の貳号箱」と記されている。これは、表6欄外の番号に酷似しており、出分氏が戦前の状態を復元したのだとすれば、欄外の番号が第2類型文書の出納された箱番号を指すと推定できる。

表6に挙げた文書を見れば、大郷村兵事係文書に共通する名称をもつ資料の存在が確認できる。例えば、「動員日誌」、「動員実施業務書」、「派遣者心得書」、「在郷軍人名簿」である。その他にも類似するものとして「馬名簿」、「車両名簿」がある。確かに、大郷村兵事係文書は戦前の記録を完備しているわけではなく、大郷村役場自体も二瀬町役場とは異なる師管区に属していたため、両者の中で、戦時動員に際し準備しなければならない書類が完全には一致するとは考えにくい。しかし、指摘すべき重要な共通点は戦時動員に備えて、速やかに滞りなく対応できるように文書が予め準備されていたということである。大郷村兵事係文書にある多くの用紙のみの文書も、召集及び徴発関連のものが多い。これも戦時動員体制になったときのために素早く召集と徴発の手続きを終了するための措置である[30]。

また、第55条により、郷里にいる在郷軍人を登録する「在郷軍人名簿」の調製が定められる。「在郷軍人名簿」は第56条が述べるように、毎年一度、戸籍簿、犯罪者名簿、そして連隊区司令官保管の兵籍と照校する必要がある、その照校の年月日を記すことが責務となっていた。大郷村兵事係文書内の在郷軍人名簿も、この照校の年月日を記したおぼしき跡が認められる。この処置は、召集の対象となる在郷軍人とその素性を平生から正確に記録しておき、いざ戦時動員体制になり召集令状を出す際に、適切な人材を円滑に選び出すためであった。

動員に関する事務は、警察署に監督されていた。第15条では毎年4月に警察署が町村役場の動員事務を検閲するよう取り決めている。これは他の地域でも、「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」が施行された1944年以前に実施されていたものであり、一定の普遍性が認められる。例えば、1938年7月16日に京都府の警察署が「署管内ノ町村役場ニ於ケル陸海軍召集徴発事務検

関]について報告する文書がある[31]。また、これを見れば警察の監督は戦時動員関係文書の管理方法にも及んでおり、町村役場は第2類型の文書を入念に管理しなければならなかったことが分かる。

このように、「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」内で調製を義務づけられた文書は、在郷軍人の把握、召集令状の配布など実際に戦争が起きた時に必要となる戦時動員に特化した類いのものである。また、第20条から分かるように戦時動員の業務の結果、作成された文書も含まれる。大郷村兵事係文書内には表6に示された文書と同名のものが見られる。このような類似性から、大郷村役場兵事係文書における第2類型の文書は、大郷村役場の属する師管区における「召集事務徴発雇備事務規程」が調製を定め、その上でその管理方法にも指示を加えたものと推定できる。

したがって、大郷村兵事係文書における第2類型の文書の特徴及び管理様式は以下のように推定できる。特徴としては戦時動員のために準備された文書とその業務を遂行した結果、作成された文書であることが挙げられる。管理様式に関しては、他の種の文書と混ぜることなく「鎖鑰アル堅固ナル容器」に保管され、関係者以外には秘密であった。保存年限のある文書もあったが、これも独自のもので、永久と一時に区分された。また、戦争が起きた時の文書は、戦争毎に整理が行われた。なお、一時と区分されたものが具体的にどれほどの期間であるかは不明である。文書の廃棄は、大郷村役場で作成したものは焼却した。上部機関となる師団、連隊区や鎮守府の作成したものは大正15年までは郡役所、以後は警察署に返納された。

以上、大郷村兵事係文書における第1類型及び第2類型について論じてきた。第1類型については、平常時における兵事係の事務分掌すべてに関与する文書が含まれ、その文書も様々な官公署とやりとりしたものであった。戦時動員に直結する文書である第2類型及び兵事団体作成の簿冊から構成される第3類型に該当しない文書は、すべて第1類型であり、第1類型の中でも性質に応じて、「町村役場処務規程」の定める簿冊に区分して編綴された。その一方、第2類型は戦時における「召集及徴発ニ関スル」業務遂行にまつわる記録であり、文書の連絡は徴兵召集事務体制を構成する諸官公署と行われた。記録管理の様式も第1類型とは異なる独自のものであった。

## おわりに——大郷村兵事係の記録管理

以上、県庁が町村に下した指示、「町村役場処務規程」、「召集事務徴発雇備事務規程」及び大郷村兵事係文書の比較検討を行ってきた。この考察を経て次の事実が明らかになった。

32 — 加藤聖文「朝鮮総督府文書と個人史料のアーカイブ学的考察」(『国際シンポジウム「日韓近現代歴史資料の共有化に向けて—アーカイブ学からの接近—」報告集』ゆまに書房、2005年)。

33 — これについて、吉田伸之氏と安藤正人氏の間で議論があった。吉田伸之「現状記録の方法について」(『房総史料調査会「紙魚之友」第9号、1990年3月、のち吉田伸之・渡辺尚志編「近世房総地域史研究」東京大学出版会、1993年、に再録)；安藤正人「記録史料調査の理論と方法」(『記録史料学と現代—アーカイブ学の科学をめざして—』吉川弘文館、1998年)を参照。欧米の議論についてはMacneil, Heather, 'Archivalterity: Rethinking Original Order', *Archivaria* 66 (Fall 2008)を参照。

1922年に大郷役場の部署構成が一新し、事務分掌が詳細に規定され、その一環として兵事係が創設された。翌年1923年には記録管理の刷新も遂行され、それ以前の文書もまた1923年の方式によって再整理された。さらに、1923年以降の文書については、大きく分けて3種類の類型を見いだすことができる。すなわち、平常時文書、戦時動員関係文書、兵事団体関係文書であり、それぞれ、記録管理の方式が異なった。

アーカイブ学の基本概念の一つに、原秩序尊重がある。大郷村兵事係文書は、西邑氏の役場からの搬送、自宅での保管、その後の公開に至る長い経過をたどったため、原秩序は一見したところ残っていない。しかし、大郷村兵事係を取り巻く関係法規と残存する文書の関係性を読みとり、その構造を分析することを通じて、大郷村役場における兵事係文書の原秩序を復元することが可能となる。本稿は記録管理の方式を解明することによって、アーキビストが時折直面する「現状から原状へ」[32]という課題を解決する一例を示すことができた。さらに、記録管理方式の変遷に応じ原秩序自体が変化していく[33]が、関連法規と文書を同時に見渡すことで、大郷村役場の場合は1923年時にその大きな画期があったことを証明した。

なお、本稿では、大郷村兵事係文書の記録管理について大きな体系を示すことに重点を置いた。そのため、戦争の激化など時代状況の変化によって、兵事係文書の各類型においてその記録管理方式がどのように影響を受けたかなど、詳細な事実関係について言及することができなかつた。特に昭和期以降においては滋賀県に町村役場の文書管理に関する資料がないこともあり、議論が手薄である。この考察には、他の地域の町村役場に残る昭和期の文書管理規程を参照する必要があり、また、そのような規程がない場合においても、日本各地に残存する兵事関係文書の比較、そしてそれら資料一点一点の仔細な検討を通じ、資料から帰納的に文書管理の変化を読み取る作業が必要である。これらの問題については今後の課題となろう。

#### 〔謝辞〕

大郷村役場兵事係文書の利用を快諾して下さった西邑仁平氏のご子息である絃氏に感謝する。また、文書の閲覧、撮影の場所であった浅井歴史民俗資料館の職員である富岡有美子、野瀬富久子両氏にもお世話になった。

2010年9月5日、西邑仁平氏がお亡くなりになった。ご冥福を御祈りする。